

農業者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

～ 農地の賃料の申請者向け ～

農地版

「**家賃支援給付金**」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、**地代・家賃**の負担軽減を目的に支給するものです。

給付対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した事業者が対象になります。

①2020年5～12月において、

- いずれか1ヶ月の売上高が前年の同じ月に比べて**50%以上減少**
- 連続する3ヶ月の売上高が前年の同じ期間に比べて**30%以上減少**のいずれかになっていれば**対象**になります。

②資本金10億円以上の大企業等を除く、**農業者、農業法人が広く対象**となります。

※**農事組合法人**や**協同組合**など、会社以外の法人についても広く対象となります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少となる例

- ◇ 花き、果物など、外出自粛やインバウンドの減少などに伴う需要の急減により出荷ができないため、売上高が大幅減
- ◇ 労働力の確保ができず、収穫適期に作業ができなかったために、売上高が大幅減

給付額

申請時の直近に支払った、**農地**を含む土地や建物の支払賃料(月額)※の合計に基づき、**下の表の計算方法**で算出された給付額が、一括で支給されます。

※賃料が年払いの場合は、12で割った額(平均月額)。また、賃料の支払実績が必要です。

〔上限額〕 個人：300万円、法人：600万円

	支払賃料(月額) 〔土地と建物の合計〕	給付額
個人	37.5万円以下 (年額450万円以下)	支払賃料(月額) × 2/3 × 6ヶ月分
	37.5万円超 (年額450万円超)	150万円 + 〔支払賃料(月額)のうち37.5万円の超過分 × 1/3 × 6ヶ月分 〕 ※ただし、300万円が上限
法人	75万円以下 (年額900万円以下)	支払賃料(月額) × 2/3 × 6ヶ月分
	75万円超 (年額900万円超)	300万円 + 〔支払賃料(月額)のうち75万円の超過分 × 1/3 × 6ヶ月分 〕 ※ただし、600万円が上限



「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請に必要な書類

1. 個人の場合

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 誓約書
- ② 宣誓書(農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの)
- ③ 賃貸借契約を証明する書類
(農地等の場合、**賃貸借契約書、農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、所有権移転等促進計画の各筆明細書**などの写し。適正な許可手続きを経ており、2020年3月31日と申請日の両方で有効な賃貸借が対象。不明な場合は市町村や農地中間管理機構(農地バンク)等に問い合わせください。)
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料 (**確定申告書、売上台帳**など)
- ⑤ 賃料を支払ったこと(農地等で年払いの場合は2020年1月以降に支払ったこと)を証明する銀行通帳の写し、振込明細書など
- ⑥ 本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード等)

2. 法人の場合

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 誓約書
- ② 宣誓書(農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの)
- ③ 賃貸借契約を証明する書類
(農地等の場合、**賃貸借契約書、農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、所有権移転等促進計画の各筆明細書**などの写し。適正な許可手続きを経ており、2020年3月31日と申請日の両方で有効な賃貸借が対象。不明な場合は市町村や農地中間管理機構(農地バンク)等に問い合わせください。)
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料 (**確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳**など)
- ⑤ 賃料を支払ったこと(農地等で年払いの場合は2020年1月以降に支払ったこと)を証明する銀行通帳の写し、振込明細書など

申請期間・方法

- ✓ 2020年7月14日から2021年1月15日までです。
- ✓ Web上での申請を基本とし、必要に応じ、**完全予約制の申請サポート会場**にてスタッフによる**申請の入力サポート**が受けられます。

申請のHPは下記アドレスまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>



家賃支援給付金

検索

- ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
- ※ 円滑に給付を受けるためには、事前に、上記の⑤を除く必要書類を準備しておき、賃料の支払い後、ただちに申請することが適当です。
- ※ 不正受給とならないよう、給付対象条件等をよくご確認の上、申請してください。

まずはこちらに相談！

家賃支援給付金 コールセンター **0120-653-930**

受付時間 8:30 ~ 19:00 ※平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局農地政策課 (TEL 03-6744-2151)